

意見書案第8号

平成18年12月21日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英
一 橋 邦 雄
雲 峰 広 行
大 亀 泰 彦
栗 原 久 子
寺 井 克 之
西 本 敏
八 木 健 治
土井田 学
清 水 宣 郎
田 坂 信 一
白 石 研 策

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書について
肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書案を次のとおり提出する。

記

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国の肝炎ウイルスキャリアは、B型、C型合わせて220万人から340万人程度いるものと推定されている。その多くは、汚染血液による輸血や血液製剤の投与、集団予防接種の注射器使いまわしなど不適切な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われている。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が、本年6月16日に言い渡され、この判決により国の行政責任が確定した。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が本年6月21日に、福岡地裁判決が本年8月30日に言い渡され、いずれの判決でも国の行政責任と製薬企業の不法行為責任が認められた。

このように、司法の場では、ウイルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、肝がんによる年間死亡者数が3万人を超える中、その約8割がC型肝炎ウイルス、約1割がB型肝炎ウイルスに起因するものと考えられている。このような事態に鑑み、国は、係争中の訴訟を直ちに終了させ、検診をはじめ医療、就労、生活補償等を含む総合的な対策に取り組むべきである。

よって、国におかれては、肝炎問題の早期解決とすべてのウイルス性肝炎患者を救済するため、緊急に下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること。
2. フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示するとともに、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
3. 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応を取ること。
4. 肝炎ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減を行うこと。
5. ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
6. ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
7. ウイルスキャリアに対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣